

別記様式(第4条関係)

随意契約結果一覧

所属(課名) 上下水道総務 課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
農業集落排水処理施設浄化槽汚泥引抜業務【単価契約】(小野地区、高木地区)	令和4年4月1日	松阪環境事業協同組合	5,322,240	5,322,240	当委託は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づき結ばれた合理化協定による代替業務として、本庁管内8業者で組織する松阪環境事業協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
農業集落排水処理施設浄化槽汚泥引抜業務【単価契約】(須賀・川北地区)	令和4年4月1日	有限会社エコロール	1,870,000	1,870,000	当委託は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づき結ばれた合理化協定による代替業務として、嬉野管内の業者である有限会社エコロールと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
須賀・川北地区汚水処理施設維持管理業務委託	令和4年4月1日	有限会社エコロール	4,290,000	4,290,000	当委託は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づき結ばれた合理化協定による代替業務として、嬉野管内の業者である有限会社エコロールと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
高木地区汚水処理施設維持管理業務委託	令和4年4月1日	松阪環境事業協同組合	5,160,100	5,160,100	当委託は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づき結ばれた合理化協定による代替業務であるため、松阪環境事業協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	有	
小野地区汚水処理施設維持管理業務委託	令和4年4月1日	松阪環境事業協同組合	3,060,200	3,060,200	当委託は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づき結ばれた合理化協定による代替業務であるため、松阪環境事業協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
松阪市農業集落排水事業企業会計システム導入業務委託	令和4年6月24日	株式会社ぎょうせい東海支社	687,500	687,500	当委託は、令和5年4月1日から農業集落排水事業が企業会計へ移行するため、現行の松阪市上下水道事業会計システムに令和4年度中に固定資産台帳データの取り込みや当初予算入力をするために必要な機能を追加する業務である。 現行の松阪市上下水道事業会計システムは、株式会社ぎょうせいのシステムであり、同社以外に本システムに農業集落排水事業に係るデータ管理等の機能追加を行うことはできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
小野処理場可搬式汚泥引 抜ポンプ緊急取替修繕	令和4年6月24日	株式会社トーブ	561,000	561,000	<p>松阪環境事業協同組合の点検の際、農業集落排水施設小野処理区の可搬式汚泥引抜ポンプが故障したとの連絡があった。可搬式汚泥引抜ポンプの故障により、汚泥貯留槽からの中間水の移送ができなくなり、汚泥貯留槽内の容量が中間水で満水となり、汚泥濃度を維持するために必要な場外汚泥搬出量の増加に繋がる。そのため、設立当時から施設機械の診断や点検、修繕に携わっており、処理場の特殊な施設機械を修繕できるのは、施工業者である株式会社トーブのみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号により随意契約とした。</p>	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
令和4年度 須賀・川北 ク リーンセンター施設設備修 繕	令和4年7月5日	有限会社エコロール	2,144,560	2,144,560	当修繕は、農業集落排水施設である須賀・川北クリーンセンターの施設機械の維持修繕を行うため、更新及び設備修繕を行うものである。本施設は、須賀・川北地区の生活排水を浄化し、公共水域へ放流する施設であるため、施設機械の故障等は、汚水処理に支障をきたし、公共水域に水質基準値を超える水質の処理水を放流してしまう恐れがあるため定期的に修繕を行う必要がある。また、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化問題に関する基本協定に基づく代替業務として、嬉野管内の業者を選定する必要がある。そのため、設立当時から当施設の保守管理業者であり、合理化協定を締結している有限会社エコロールと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
令和4年度 高木処理場施設設備修繕	令和4年7月5日	株式会社エステム三重支店	2,995,300	2,970,000	当修繕は、農業集落排水施設高木処理区の施設機械の維持修繕を行うため、更新及び設備修繕を行うものである。当施設は、高木地区の生活排水を浄化し、公共水域へ放流する施設であるため、施設機械の故障等は、汚水処理に支障をきたし、公共水域に水質基準値を超える水質の処理水を放流してしまう恐れがあるため定期的に修繕を行う必要がある。設立当時から施設機械の診断や点検、修繕に携わっており、処理場の特殊な施設機械を修繕できるのは、株式会社エステムのみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
令和4年度 小野処理場施設設備修繕	令和4年7月5日	株式会社トーブ	1,518,000	1,463,000	当修繕は、農業集落排水施設小野処理区の施設機械の維持修繕を行うため、更新及び設備修繕を行うものである。当施設は、小野地区の生活排水を浄化し、公共水域へ放流する施設であるため、施設機械の故障等は、汚水処理に支障をきたし、公共水域に水質基準値を超える水質の処理水を放流してしまう恐れがあるため定期的に修繕を行う必要がある。設立当時から施設機械の診断や点検、修繕に携わっており、処理場の特殊な施設機械を修繕できるのは、施工業者である株式会社トーブのみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。		